

「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」(第1回)

1 日時 令和6年11月18日(月) 10時00分～10時59分

2 場所 Web会議

3 出席者

固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会構成員(敬称略)

(1) 有識者

相田 仁(座長)、河村 真紀子、長田 三紀、藤井 威生(以上4名)

(2) 関係事業者・関係事業者団体

加納 大三(楽天モバイル株式会社)、鎌田 理之(代理:樋口 恭之)(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)、木下 雅樹(西日本電信電話株式会社)、熊崎 裕亮(西日本電信電話株式会社)、田淵 翔(KDDI株式会社)、種村 青治(東日本電信電話株式会社)、千葉 昌義(楽天コミュニケーションズ株式会社)、長澤 秀幸(東日本電信電話株式会社)、村岡 大輔(ソフトバンク株式会社)、岡田 良平(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)、立石 聡明(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

(3) オブザーバー

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

(4) 総務省

大村 真一(電気通信事業部長)、五十嵐 大和(電気通信技術システム課長)、平松 寛代(番号企画室長)、中田 五月(番号企画室課長補佐)

4 議題

(1) 検討の進め方(案)

(2) 片方向番号ポータビリティの実施状況等

(3) 検討事項及び論点(案)

(4) その他

【中田補佐】 本日は、皆さまお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻

となりましたので、ただいまから、「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」の第1回会合を開催いたします。この度、本検討会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課番号企画室課長補佐の中田でございます。

まず、事務局よりWEB会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート（OFF）にして、映像もOFFにさせていただきますよう、お願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをONにして、映像もONにしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもOFFに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛に連絡をいただければ、対応させていただきます。

続いて、配付資料の確認です。本日の資料は、議事次第、資料1-1から1-4及び参考資料1及び2となっております。注意事項は以上になります。それでは、検討会の開催に当たりまして、大村電気通信事業部長から挨拶をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、構成員の皆様、映像をONにいただけますでしょうか。それでは、大村部長、よろしく申し上げます。

【大村部長】 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長大村でございます。皆様におかれましては、日頃から総務省の情報通信行政にご理解をいただいております。ありがとうございます。検討会の開始にあたりまして、一言私の方からご挨拶をさせていただきます。固定電話番号のポータビリティにつきましては現在、NTT東西からの片方向の番号ポータビリティのみが実施をされているところでございますが、来年1月以降は、双方向の番号ポータビリティが実現される予定になっております。これによりまして、電気通信分野における競争の促進、また利用者の利便が向上することが期待をされているところでございます。一方で、この双方向の番号ポータビリティですが、その実施に当たって、主に利用者の観点から事業者には遵守していただきたいルールがないということで、9月の情報通信審議会でも、そ

のために必要なガイドライン等でルールを示すことが適当であるという答申をいただいているところでございます。この検討会では、ガイドラインの策定に向けて、番号ポータビリティが使いやすいものとなるよう利用者の観点、事業者の観点、幅広い観点から忌憚なくご意見をいただきまして、議論を深めていけたらと考えているところでございますので、皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。以上でございます。

【中田補佐】 構成員の皆様におかれましては、ここで映像をオフにまた戻していただけますと幸いです。議事に先立ち、本検討会について、事務局より、説明差し上げます。資料1-1の開催要綱につきましては、事前に本検討会の構成員の皆様配布させていただいておりでございます。本検討会の座長は東京大学の相田先生に、座長代理につきましては大東文化大学の山下先生をお願いしております。なお、山下座長代理は本日都合により御欠席となっております。それでは、カメラ及びマイクをONにいただき、相田座長から簡単にお一言いただけますと幸いです。

【相田座長】 この度、本検討会の座長を務めさせていただくことになりました。固定電話の番号ポータビリティに関しまして、資料をひっくり返していたのですけれども、1998年の5月に番号ポータビリティの実現方式に関する研究会というのが開かれて、いわゆるリルーティング方式がいいというようなものが出たわけですけれども、その後、番号ポータビリティの費用負担に関する研究会ということで、先ほどの研究会で提案された方式を正直に実現すると730億かかるということで、機能を絞るか片方向にすることによって開発規模を数十億に抑えるということで、ずっと片方向ということでやってきたわけです。PSTNからIP網へのマイグレーションということで四半世紀ぶりに双方向番号ポータビリティが実現しそうであると、この間携帯電話のポータビリティに関しては先に双方向が実現されているいろいろ知見があるということで、それも参考にしながら固定電話の双方向番号ポータビリティのあり方について皆様と検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中田補佐】 ありがとうございます。それでは、初回ですので、構成員の皆様を構成員名簿順にご紹介させていただきます。事務局にてお名前をご紹介しますので、カメラ及びマイクをONにいただきまして、簡単にお一言ずついただけますと幸いです。最初に、主婦連合会会長河村先生です。

【河村構成員】 主婦連合会河村です。番号政策については、これまでも消費者の立場か

ら意見を述べてきました。よろしくお願いいたします。

【中田補佐】 ありがとうございます。次に、情報通信消費者ネットワーク長田先生です。

【長田構成員】 長田です。私自身は番号のことについては、今回初めて参加させていただくことになりましたけれども、通信政策のところをいろいろご一緒させていただいていますので、この大きな変化に混乱なく番号の両方向のポータビリティが実現することを期待しています。

【中田補佐】 ありがとうございます。最後に、電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授藤井先生です。

【藤井構成員】 藤井でございます。専門としては無線通信ですので、直接今回の固定電話のところに関係あるわけではないのですが、番号政策について今まで技術的観点を主に担当してきました。特に双方向番号ポータビリティの固定電話については、今携帯電話網を使ったものなどいろいろなところに幅が広がっていますので、品質や価格などがいろいろ変わってきているところかと思えます。今後、双方向番号ポータビリティが積極的に使われるところがあるのではないかと思います。そのあたりも含めて、いろいろ検討できればと思いますのでよろしくお願いいたします。

【中田補佐】 ありがとうございます。また本検討会では、先ほどご挨拶いただいた4名に加え、関係事業者7者及び関係事業者団体2者を構成員、その他、関係事業者団体3者にオブザーバー参加いただいております。それでは、これ以降の議事進行は、相田座長にお願いしたいと存じます。相田座長、よろしくお願いいたします。

【相田座長】 本検討会では、固定電話番号の双方向ポータビリティの実施に関するガイドラインの策定に向けて、有識者、事業者及び消費者から意見を伺い、相互理解を深め、論点の洗い出しや整理、調整を進めることを目的としたいと思えますので、構成員のみなさまには闊達なご議論をいただければと思います。それでは、早速議事に入ります。まずは事務局より、本検討会の進め方について説明をいただきます。

【中田補佐】 それでは資料1-2に基づいて説明させていただきます。まず固定電話番号ポータビリティの実施に関するガイドライン策定に向けた検討の進め方(案)について説明をさせていただきます。まず1ページ目でございます。PSTNのIP網への移行が令和7年1月以降に実施されますけれども、それ以降、固定電話番号を使用した役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、原則として、番号ポータビリティを実施可能とすることが求められ

るところでございます。一方、事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たりましては、本年9月の情報通信審議会答申におきましても事業者が遵守すべき事項についてガイドライン等により示すことが適当とされているところでございます。これを受けまして、当該ガイドラインの策定に向けて有識者、事業者および消費者から意見を伺いまして、相互理解を含め、論点の洗い出しや整理、調整を進めることを目的に、本検討会である固定電話番号の双方向番号ポータビリティ実現に向けた検討会を開催させていただきところでございます。主な検討事項でございますけれども、一つ目としては、番号ポータビリティの実施の原則等、二つ目は受付方法、利用者負担料金等となっておりまして、下の方に検討会のスケジュール案を示させていただいております。まず、今回の検討会におきまして論点を提示させていただきまして、その後ヒアリング等を通じて論点整理をさせていただき、12月の半ば頃にガイドライン案を取りまとめ、その後、意見募集を経て1月末までにガイドラインの策定の方を行いたいというところでございます。

続きまして、2ページ目に検討の進め方(案)を示させていただいております。まず、番号ポータビリティのガイドラインといたしましては、平成16年に携帯電話に関しまして、既にMNPガイドラインの方を策定・公表の方をしているところでございます。今般検討いただく内容に関しましては、固定電話番号の双方向番号ポータビリティの実施に関するガイドラインでございますけれども、こちらのガイドライン策定にあたりまして、既に策定・公表しております携帯電話のMNPガイドラインの項目が参考となることかと思っておりますので、そちらの方を参考とさせていただきつつ固定電話と携帯電話の違いを踏まえて検討してはどうかというところでございます。また、現在固定電話番号に関しましては、NTT東西さんからの片方向の番号ポータビリティが既に実施されているところでございます。また、双方向番号ポータビリティに関しましてはその実現に向けまして、関係事業者の間で協議の場が設けられて、検討が進められているところでございます。これらを踏まえまして、ガイドラインに策定する項目につきましては、関係事業者における取り組み状況のヒアリングを実施しつつ検討を進めることとしてはどうかというところでございます。

続きまして3ページ目に参考といたしまして、携帯電話と固定電話の比較を表にまとめさせていただいているところでございます。簡単に説明させていただきますけれども、携帯電話は、総務省から番号の指定を行っている事業者が5者に対して、固定電話は19者となっております。また番号区画の有無でございますけれども、携帯電話には特にそういったようなものはございませんが、固定電話に関しましては番号区画というものが設けられて

ございまして、今回、固定電話の番号ポータビリティにおきましては、ポータビリティは番号区画内に制限されるところでございます。また、番号ポータビリティの実施の例外についてでございます。携帯電話に関しましては、データ伝送役務及びSMSサービスのみを提供する場合には番号ポータビリティの実施の例外としているところでございます。一方、固定電話に関しましては、9月の情報通信審議会の答申を受けまして、現在検討の方を進めているところでございますけれども、技術的な困難性や利用者への影響等を勘案して、総務大臣が個別に認めた場合に関しましては番号ポータビリティの実施の例外となる予定となっております。また利用者の受付方法でございますけれども、携帯電話に関しましては、ワンストップ方式とツーストップ方式の併用となっております。番号ポータビリティ開始当時はツーストップ方式のみだったのですけれども、昨年5月からワンストップ方式というものが開始されたところでございます。また受付方法でございますが、携帯電話は電話・インターネットの他、店頭での対面での受付というものが存在しているところでございます。一方、固定電話でございますけれども、こちらは現行の片方向の番号ポータビリティの場合ということで、参考でございますけれども、現在、固定電話の片方向番号ポータビリティの場合はワンストップ方式、すなわち移転先事業者への申し込みのみで完結するような手続きで実施されております。また受付方法ですけれども、法人を除きまして固定電話への提供に関しては店頭というのがなかなかあまりないというところでございますので、店頭による対面受付というものは比較的少ないような状況となっております。最後、番号ポータビリティに対して生じる手続きでございますけれども、携帯電話に関しては特にございませんが、固定電話に関しましては、事業者変更に伴いまして、回線の開通工事や電話加入権の解約等の手続きが生じる可能性があるというようなところで示させていただいております。こちらが携帯電話と固定電話の比較となっております。これらを踏まえまして、固定電話番号の双方向番号ポータビリティの実施に向けたガイドラインの項目検討の参考とさせていただければというところでございます。事務局からの説明は以上となります。

【相田座長】 ありがとうございます。それではただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問・ご意見ございます構成員の方は挙手いただければ私の方で順次指名させていただきますし、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにしてお声掛けいただいても結構でございます。よろしいでしょうか。この後、関連のご説明もございますので、もし追加の質問等ございましたら後ほどでもご発言いただくこととして、一旦先に進みたいと思います。

次の議題は片方向番号ポータビリティの実施状況等ということで、本日は西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社様から現在既に実施している片方向番号ポータビリティの運用および双方向番号ポータビリティの実施に向けた事業者間協議の場での検討の状況についてご説明いただけると伺っております。説明者は東日本電信電話株式会社の長澤様ということでよろしくお願いたします。

【NTT東日本 長澤構成員】 NTT東日本の長澤です。それでは、固定電話の番号ポータビリティに係る検討状況についてのご説明をさせていただきます。まずは、現行の片方向の番号ポータビリティの運用方法についてご説明させていただきます。現行の固定電話における番号ポータビリティは、NTT東西の加入電話等の契約時に取得した電話番号からの片方向の番号ポータビリティを2001年3月より開始しております。現在は固定電話番号の指定を受ける事業者様のうち16の接続事業者が参画しております。番号ポータビリティの申し込みにあたっては、お客様が移転先事業者へ申し込みを行い、その後、移転先事業者が移転元事業者との間で手続きを進める、いわゆるワンストップ方式による運用を行っているところでございます。

現行の番号ポータビリティの運用方法ですが、まず申し込み手続き概要についてご説明したいと思います。図をご覧ください。右から左に流れるフローとなっております。一般のお客様がまず番号ポータビリティを実施したいときに移転先事業者様に申し込みを行います。移転先事業者はそれを受けましてBと書いてある申込受付システムにオーダーを投入し、その申込受付システムから移転元事業者であるNTT東西がオーダー申し込みを承りまして、Aと書かれているNTT東西の交換機に設定作業を行い、番号ポータビリティを実施しております。この際、Aと書かれているNTT東西の交換機に対して移転先の事業者情報を設定する作業の費用および申し込み受付システムにかかる費用のAとBの二つの費用が発生することになりますが、これらAとBの費用につきましては、移転先事業者へNTT東西からご請求をさせていただいております。移転先事業者が負担の上で実施しているというものでございます。一般のお客様へのご請求等につきましては各移転先事業者様の判断により実施しているところでございます。

次からが双方向番号ポータビリティに向けた検討状況でございます。固定電話サービスを提供する接続事業者18者は、双方向番号ポータビリティの受付を2025年の1月より開始予定でございます。今後はひかり電話専用番号や各固定電話サービス提供事業者様の固定電話の契約時に取得した固定電話番号をご利用のお客様も現在ご利用中の電話番号

のまま事業者を選択できるようになります。下図をご覧くださいとわかりやすいかと思いますが、左図が現在の片方向の番号ポータビリティの概要をご説明したものになります。NTTの固定電話からA社・B社への番号ポータビリティは矢印に丸がついており可能ですけれども、A社・B社間およびA社からNTT東西、B社からNTT東西には現在は実施できないこととなっております。右図をご覧ください。双方向番号ポータビリティ開始後には、NTT東西の固定電話にひかり電話専用番号が追加されており、先ほどバツとなっていたA社・B社間、A社・NTT東西間、B社・NTT東西間も全て番号ポータビリティできるということになっております。

続きまして接続事業者間での検討状況になります。2025年1月からの開始に向けまして、固定電話サービス提供事業者18社の間で運用方法等の協議を合計88回実施してきております。既に運用方法・事業者間での費用負担についての検討は完了しておりまして、現在は双方向番号ポータビリティに関するお客様のご理解を促進するための広報等周知の検討や、事業者共通で利用する申し込み受付システムと各接続事業者の業務システム間での試験等といった準備を進めているところでございます。

検討状況の続きでございます。申し込み方法につきましては、現行の片方向番号ポータビリティと同様、ワンストップ方式とすることを事業者間で合意しております。下図が申し込み手続き概要になりますが、同じく右から左に流れる流れとなっております、流れといたしましては先ほどの片方向の番号ポータビリティのときと同様でございます。お客様が移転先事業者に申し込みまして、今回、構築している双方向番号申込受付システムに移転先事業者が申し込みを行いまして、そのシステムを介しまして移転元事業者が申し込みを承り、各社が保有している番号データベースに設定作業を行い番号ポータビリティを実施することとなります。事業者間での費用負担につきましては、Aの番号管理事業者の番号データベースに移転先事業者の情報を設定する作業にかかる費用およびBの事業者間共通で利用する双方向番号申込受付システムの費用の2種類になります。こちらも片方向のときと同様にAとBの費用を移転先事業者が費用負担することで合意しております。お客様への費用請求も各移転先事業者様の判断により実施する予定でございます。

最後、まとめでございます。片方向と双方向番号ポータビリティの比較でございます。双方向番号ポータビリティの開始後は、番号ポータビリティ可能な電話番号が拡大するのみでございます、受付方法等については現行と同様となる予定でございます。図をご覧ください。対象番号につきましては、NTT東西の加入電話番号のみであったものが双方向番号ポータビリティになりますと、ひかり電話の専用番号や各固定電話サービス提供事業者の固

定電話の契約時に取得した固定電話番号も含む電話番号が対象となります。利用者の受付方法はワンストップ方式から変わりません。利用者の申し込み窓口につきましても、コールセンター、Web、営業担当者による対面受付等こちらも変わりません。事業者間の費用負担も先ほどご説明させていただきましたように、移転先事業者が負担している現状と変わりません。お客様の費用請求につきましても、各移転先事業者様の判断によって実施するままでございます。弊社からのご説明は以上となります。

【相田座長】 ありがとうございます。それではただいまのNTT東日本様からのご説明に関しまして、ご質問・ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。それでは藤井構成員、お願いいたします。

【藤井構成員】 ご説明ありがとうございます。費用負担についてのところでお伺いしたいのですが、今回工事費が移転元・移転先の両方でかかる場合であっても、工事費も含めて移転先事業者が全てお客さんに請求するというような形でよろしいのでしょうか。それとも工事費については別途両方から請求があったりする可能性があるのかについて教えていただければと思います。

【NTT東日本 長澤構成員】 ご質問ありがとうございます。工事費につきましては移転先事業者が負担することとなっております、その後の一般のお客様への請求につきましては、その移転先事業者様の判断によって請求するしないを決めていただくこととなります。

【藤井構成員】 承知しました。それでは元々の移転元からお客さんの方への請求というのは、特にもし契約を解除するときの手数料のようなものがあつた場合のみ、お客さんの方に請求がいくというような形ですか。

【NTT東日本 長澤構成員】 移転元からの請求につきましては、その通りでございます。

【相田座長】 私からも確認させていただきますと、工事はこの図で言う左側のデータベースの設定作業とは別に引き込み線の撤去というような物理的な工事が固定電話の場合かかる可能性もあると思うのですが、そういう場合はどうなるのでしょうか。

【NTT東日本 長澤構成員】 現状でいきますと、NTT東西が移転元の場合かと思えますけれども、回線に係る廃止工事については現状請求はしておりませんで、先ほど申しましたように加入電話の利用休止工事費というものはご請求させていただいているところでございます。

【相田座長】 それは移転元事業者の方から直接請求しているということですか。

【NTT東日本 長澤構成員】 NTT東西の方からご請求させていただいております。

【相田座長】 そうすると先ほどの藤井先生のご質問に関して言うと、そういうような正確な費用で移転元事業者からお客様に請求する部分も何某かありうるということですね。

【藤井構成員】 私からもその点を確認したかったところでして、結局移転元の事業者が多額の工事費などで囲い込みのようなことにならないようなやり方があると良いと思っていましたので、それについてお聞きしたかったところです。ありがとうございます。

【相田座長】 他にいかがでございましょうか。それではJUSAの岡田様、お願いいたします。

【JUSA 岡田構成員】 ご説明いただきましてありがとうございます。私の質問もこちらの料金に関わるところでして、この移転元から移転先に請求する金額のところですか。これは事業者間で統一されているところなのか、それとも事業者間のそれぞれの取り決めによって決められているのか教えていただければと思います。

【NTT東日本 長澤構成員】 図をご覧いただきたいのですが、費用につきましてはAという各社の番号データベースに係る設定作業費と事業者間共通で利用をするBの申込受付システムの費用がございまして、Bにつきましては事業者間共通の申込受付システムで、事業者間共通の利用料を設定予定でございまして、Aにつきましては各社様のデータベースに各社様の設定作業となりますので、各社様が区々で設定するものとなっております。

【JUSA 岡田構成員】 そこに関する料金というのは事業者間それぞれで異なるという理解でしょうか。それとも共通化されているという理解でしょうか。

【NTT東日本 長澤構成員】 事業者間共通ではなく各社が設定するものとなっております。

【JUSA 岡田構成員】 理解ができました。ありがとうございます。

【相田座長】 その点に関しましては、もし必要であればこの検討会の場でもって、何かガイドライン的なものを作成するという可能性はあるのかというように思っております。続きまして長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 9ページの表の一番上の対象電話番号は全ての電話番号というように書いてあるわけですが、6ページの方の資料の注4に「ひかり電話専用番号」及び「NTT東西以外の固定電話番号」のNTT東西固定電話番号への番号ポータビリティは不可と書いてある、その関係がよくわからなくて、つまりひかり電話から移行前のメタル回線には行けませんという意味なのかどうか、もしそうだとしたら9ページのところに全て持っていきます

というように書いてしまうのは誤認を与えるのではないかと思いました。メタル回線のままの方たちの移行というのがかなり希望はいろいろあると思いますので、そのところを教えていただければと思います。

【NTT東日本 長澤構成員】 資料の方がわかりづらくて申し訳ございません。6ページの※4の表記にございますように、ひかり電話専用番号およびNTT東西以外の事業者様の固定電話番号のいわゆるNTTの固定電話への番号ポータビリティは不可というのが事実でございます。最後のページの右上のところの双方向ポータビリティの全ての電話番号※1と書いてあるところで技術的な困難性や利用者への影響等を勘案して除外されるものは除くというものは先ほどご説明したものでございまして、確かにおっしゃる通り全ての電話番号ということではございませんで、先ほどの6ページに書いてあるとおりのものが除外されるということでございます。

【長田構成員】 除外されるのですかとしか申し上げようがないのですけれども、いずれにしても、この後の検討の中ではどうやってこの仕組みが始まるのかということの説明しなければいけないと思いますので、それは利用者の皆さんに説明するときに、よりわかりやすい表現をとっていただかないと、期待して駄目だということになるというのはとても困ると思うので、工夫をいただければと思います。

【相田座長】 他にいかがでございましょうか。それでは河村構成員、お願いいたします。

【河村構成員】 ありがとうございます。質問が一点ありまして、現行の片方向番号ポータビリティの利用状況についての質問ですけれども、現行では法人と個人の利用というのは、どのような割合になっているかわかれば教えていただけますでしょうか。

【NTT東日本 長澤構成員】 現行の番号ポータビリティに占める法人比率は現時点では当該の方では把握できておりませんというのが事実でございます。ただご参考までに申し上げますと、NTT東日本のひかり電話の現状の契約者数については、チャンネルベースになりますけれども、法人と個人というのは大体半々ぐらいの比率になっております。

【相田座長】 今後お調べいただいて報告いただくようなことは可能でしょうか。

【NTT東日本 長澤構成員】 それも含めて検討はさせていただきたいと思っております。

【相田座長】 他にいかがでございましょうか。それでは一旦先に進みたいと思います。続きまして、議題3ということで検討事項及び論点案ということで、事務局から説明をお願いいたします。

【中田補佐】 それでは資料1-4に基づきまして説明をさせていただきます。まず1ペ

ページ目でございます。まず番号ポータビリティの実施の原則等についてでございます。番号ポータビリティの実施の原則と例外として二つ書かせていただいておりますけれども、電気通信番号計画の規定によりまして、PSTNのIP網への移行後に関しましては、卸電気通信役務の提供を受ける事業者を含む固定電話番号を使用した役務の提供を行う事業者に関しましては、原則として番号ポータビリティの実施が義務付けられるというところがございます。他方で、「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申、こちら今年の9月20日に情報通信審議会から答申いただきましたところがございますけれども、それを踏まえまして、技術的な困難性や利用者への影響等を勘案し、個別に総務大臣が認める場合においては、例外的に番号ポータビリティを実施しないことができるよう電気通信番号計画の変更を予定しているところがございます。なお、番号ポータビリティの実施を要しないケースに関しましては、総務省のホームページにおいて公表し、随時更新するということを予定しているところがございます。これを踏まえまして検討事項の案として三つ示させていただいておりますけれども、まず一つ目としましては、卸電気通信役務の提供を受ける事業者を含む全ての固定電話番号を使用した役務の提供を行う事業者に対して、番号ポータビリティの実施を原則とすると規定するというところでよいかというところがございます。また実施の例外に関して、先ほどお話の方もありましたけれども、メタル収容装置にあらかじめ登録されていない番号のポートインや利用者が意識することがない公衆電話等の電話番号など、実施を要しない例外として想定しているところがございます。こちらについては改めて事業者から他に例外がないかを確認させていただく必要があるのではないかと考えております。またその上で、この例外についてですけれども、これをガイドラインに全て書き込んでいくかというところがございますが、例外について都度ガイドラインが改正されていくというような状況になりますと、煩雑であるというところが考えられますので、ガイドラインにおいては、総務省のホームページに該当するURLを記載して、総務省のホームページの方でこの例外というものを何かあれば追記していくといったような方法もありうるのではないかと考えているところがございます。この方法についてご検討いただきたいと思います。三つ目でございますが、利用者保護の観点から番号ポータビリティの例外についてはどういった場合が例外であるかというところを周知する必要があるのでございますが、こちらに関してはどういったような方法で行うことが適切かというところが検討課題となっております。例えば、利用者が番号を意識することがない公衆電話について、公衆電話は番号ポータビリティの対象となっていないと示すこ

とは、利用者にとってかえって混乱を招く恐れがあるのではないかというところございまして、このガイドラインの番号ポータビリティの例外として周知を行う事項に関しては、利用者にとって該当可能性があるケースに限るということが適当ではないかということを検討いただきたいところでございます。

2 ページ目でございます。消費者保護ルールの遵守等についてでございます。既に総務省が策定・公表しております「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」いわゆるMNPガイドラインでございますけれども、こちらに関しては移転元事業者による引き留め行為等についての禁止等を規定しているところでございます。これらの消費者保護ルールに関しましては、携帯電話・固定電話問わずというところもございまして、固定電話の番号ポータビリティにおいても遵守すべきものとして、ガイドラインに規定する方向でよいかどうかをご検討いただきたいところでございます。

続きまして三つ目でございます。受付方法でございますけれども、MNPのガイドラインでは、その方式をワンストップ方式およびツーストップ方式の併用またはワンストップ方式としてございます。また利用者の受付方法としては、店舗、電話、インターネットというのが記載されているところでございます。一方、先ほどNTT東西さんにもご説明いただいたところでございますけれども、現行の固定電話の片方向番号ポータビリティについては、ワンストップ方式で実施されているという現状がございます。また受付方式について、こちら各事業者によって異なるというところもございますけれども、電話、インターネット等の方法が用いられているというようなどころでございます。これらを踏まえ、検討事項として二つ記載させていただいております。まず一つ目としては、固定電話の番号ポータビリティの実施方法ですけれども、こちらについて現行の片方向の番号ポータビリティと同様にワンストップ方式を原則としてすることでよいかどうかを検討いただきたいところでございます。二つ目としまして、利用者の受付方法でございますけれども、現在携帯電話に関しましては、電話、店舗、インターネットという方法がございますけれども、先ほど資料1-2の方でも示させていただきました通り、携帯電話と固定電話の差というところもございまして、そういったところも踏まえまして、利用者の特性や現行の片方向ポータビリティでこういったような受付をしているかといったところを踏まえまして、あるべき姿としてこういったような方法を規定することが望ましいかをご検討いただきたいところでございます。

四つ目でございます。利用者の負担料金でございます。「携帯電話・PHSの番号ポータビリ

ティの実施に関するガイドライン」におきましては、利用者が負担する番号ポータビリティにかかる料金の額に関しては無料としてございます。ただし対面や電話による方法によって番号ポータビリティの予約番号を発行するような場合の料金に関しては、千円以下の価格というような形としているところがございます。一方ですけれども、現行の固定電話の片方向番号ポータビリティに関しましては一定の手数料というものが徴収されておまして、また固定電話の特有の事象としまして、番号ポータビリティの実施に関しては回線の開通工事が発生するといったような工事費等の負担が発生する場合もございます。これらを踏まえまして、携帯電話では事業者負担を考慮して、対面や電話の場合については一定額の利用者負担というものを定めておりますけれども、固定電話に関しては、実施方法を踏まえて、利用者負担料金をどのように設定するべきかというのが検討事項の一つでございます。また回線の工事費が発生するような場合ですけれども、例えば番号ポータビリティ費用一式というような形で全て丸めてしまうのではなくて、内訳や名目を明示することで、少なくとも番号ポータビリティはいくらで、それに伴う工事がいくらですといったことを明示することで透明性が担保できるのではないかとご検討いただきたいところです。続きまして、標準的な処理期間でございます。MNPのガイドラインですけれども、こちらに関してはツーストップ方式の手続きの場合においては予約番号の発行までの所要時間を極力短くすることやMNPのための予約番号の有効期間については合理的な設定を行うことといった期間に関する規定がございます。また一方で固定電話についてですけれども、多段の卸電気通信役務によって提供されている場合が想定され、そのような場合には、番号ポータビリティの実施に際して間に入る事業者というのが多く、移転先から移転元にたどり着くまでの間にかなりの調整の時間を要すると想定されます。また、このような場合ですけれども、移転先や移転元の間に入る卸電気通信役務事業者の方に関しては、手続きを迅速に行うというインセンティブがなかなか発生しづらいのではないかと想定されます。これらを踏まえまして、検討事項の案として二つ示させていただいております。まず事例ごとに関与する事業者の数が異なるということが想定されるところでございまして、全体として標準的な処理時間というものを定めるのは難しいのではないかと考えられるところ、どのような形でこの番号ポータビリティの迅速な実施を担保することができるかがまず課題となっております。括弧の形で例を示させていただいておりますけれども、複数の事業者が関係していたとしても、手続きに関与する事業者ごとに区切って標準的な処理期間を定めるというようなことで、全体として一定期間以上はかからないような仕組みとすることもできるのではない

かというようところが検討事項の一つ目でございます。また二つ目でございますけれども、こちらはあらかじめ事業者間での手続きに必要な情報を明示しておく等、番号ポータビリティの実施に関与する事業者が、手続きに対して迅速な対応が可能になるような方策はあるかいうところでございます。こちらに関しては、例えば複数の事業者等が番号ポータビリティに関与する場合におきまして、移転先に利用者が情報を提示して申し込んだはいいけれども、移転元の方からこの情報が改めて欲しいというような流れが何度か繰り返されたことによって、移転がスムーズに進まないというようなケースが存在するということのようなことが想定されますので、そういったものを防ぐために事業者間で番号ポータビリティに際して必要な情報というものをあらかじめ明示しておくということで迅速な対応が可能になるのではないかとこのところを考えてございます。こちらについて何かしら良い方法がないか検討いただきたいというところでございます。

最後のページですけれども、今説明させていただきました内容に関しましては、関係事業者等からヒアリングをさせていただきまして、その状況を把握した上でどうするべきかというところの検討をさせていただければと考えているところでございます。資料1-4に基づく説明は以上となります。

【相田座長】 ありがとうございます。先ほどのNTT東西さんからのご説明を伺いすると、特に3ページ目の辺りは事業者さんの方でもおおよその方向性が固まっているのかというように思いましたけれども、その点を含めましてご質問・ご意見等ございましたら、また挙手いただければと思います。

私から感想に近いわけですけれども、やはり固定電話の場合には加入者線の引き直しが必要になるのかどうかということが大きなファクターになるのかということで、先に新しい線を引いた後から古い方を引き抜くというようなことができるのかというような順序の問題や、できるだけサービス休止の期間が短く済むようにサービスを使えない期間を短くするためにはどうしたらいいのかというようところが先ほど想定されているフローということは既にNTT東西さんの方からご紹介があったわけですけれども、特に加入者線の引き直しが必要になるときにお客様にとってサービスを使えない期間ができるだけ短くなるようにするためにはどうしたらいいのかというようなことについて、もう少し詳細に詰める必要があるのかというように思いました。

藤井構成員、お願いいたします。

【藤井構成員】 先ほどの議論と少し関係するのですが、4ページに工事費の話が少し出

ているかと思うのですが、工事費について回線工事のように本当に物理的な工事が入るものを工事費というのはいいのではないかと思うのですが、単なる設定変更も工事費と言ってしまっているような例があり混乱するかと思いますので、この内訳・名目を明示するといふときには、工事費というのがどういうものなのかというのをしっかり明示してもらう方が良いのではないかと思った次第です。このあたりはまた次回以降、議論があるのではないかと思います、現時点で、あくまでこの感想ですが、そのあたり少し検討いただけていいかと思いました。以上でございます。

【NTT東日本 長澤構成員】 いただいた検討項目ごとの論点につきまして、次回以降で検討したものを回答するようにしたいと思います。

【相田座長】 ありがとうございます長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 今の工事費のところですけども、この文章そのものを読むと番号ポータビリティに際して必要になる開通工事と書いてあるわけですけども、番号を変えてとしても、新しい事業者さんと契約をするときにはこの回線の開通工事費というか、サービスを受けるために必要な工事というのも発生すると思いますので、それはそれ、そして番号を運ぶに際してはまた別というのをはっきりと分けて、契約前の丁寧な説明が必要だと思いました。

【相田座長】 ありがとうございます。それがこの資料でいうと1ページ目に卸電気通信役務の提供を受ける事業者を含むと書かれているところが結構厄介なところで、これ自体のご意見があればお伺いしたいところですけども、卸先事業者間でポータビリティを実施するというと物理的な回線は全く手をつけずに事業者の設定だけで番ポするというケースも結構出てくるのかというように思っておりまして、その場合には物理的な工事はほぼゼロで事業者さんの方の設定だけで済むというケースもあることになりまして、先ほどから出ていますように実際に加入者線を引き直す物理的な工事が必要になるケースというのもあるということで、それを分けて議論した方が混乱を招かないのかもしれないというように思っております。他にいかがでございましょうか。事務局さん、実際にヒアリングというのはいつ頃を予定していますか。

【中田補佐】 次回、予定しているところでございまして、来週開催させていただきたいところでございます。

【相田座長】 そうすると追加でご質問・ご意見ございましたら事務局に申し上げようと思ったのですが、次回のヒアリングに間に合わせようということだとすると、あまり

時間的に余裕はないかもしれませんが、本日この後でももし追加でお気づきになった点等ございましたら、ぜひ事務局の方までご連絡いただければと思います。河村構成員、お願いいたします。

【河村構成員】 最後にまとめていただいたところについての要望ですけれども、今、話題になっておりました工事費のところですが、次回以降に向けてどういうケースが考えられるのかを知りたいと思いました。工事費が全く必要ないケースと工事費が必要になってくるケースがあるということで、今の資料では移転先事業者における工事費というのが発生する場合があるともありますし、先ほど古い回線に関する工事はないというお返事があったような記憶もありますが、元の回線を取り外す工事などは無いのかどうか、いくつかのケースをわかりやすく提示していただけると意見が言いやすいと思いました。よろしく申し上げます。

【相田座長】 この件は事務局の方にそういう物理的な工事が必要になる場合、必要にならない場合というようなことで、少しケース分けをしていただくという作業をお願いできますでしょうか。

【中田補佐】 承知いたしました。それでは工事費についてどのようなケースがあるかというところも含めて、工事が必要なケース、不要なケースといったところで改めて整理をさせていただきたいと思います。

【相田座長】 もしかすると、引いてある線がメタルなのか光なのか、光からメタルにというのは非常に限定されたケース、元々メタルで使っていた番号を一旦光にしてまたメタルに戻すという場合など、非常に限定されたケースしか認めてもらえないかと思っておりますけれども、光かメタルなのかという辺りも含めて整理していただけるといいかと思っております。他にいかがでございましょうか。それでは先ほど申し上げましたように追加でご質問・ご意見等ございましたら事務局の方までご連絡をいただき、それらも踏まえた上で先ほどの最後のページにございましたように次回、関係事業者等からヒアリングを行うことにしてまいります。

残っている議題は4その他ということですが、今後の予定等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【中田補佐】 次回ですが、関係事業者等からのヒアリングを、来週11月26日火曜日の9時30分からWeb会議にて実施させていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

【相田座長】 ヒアリング対象事業者さんのご都合で9時半からスタートということで、ご連絡が行っているかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。以上で事務局にご用意いただいた議題は終了したと思えますけれども、全体を通じましてご発言のご希望ございましたらお受けしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

それでは以上をもちまして固定電話の双方向防番号ポータビリティの実現に向けた検討会の第1回会合を閉会させていただきます。本日は皆様お忙しいところご出席いただきご協力を得ましてどうもありがとうございました。